

○瑞穂町長期総合計画審議会条例

平成2年3月12日

条例第2号

改正 平成11年6月10日条例第18号

平成18年3月15日条例第1号

平成20年3月14日条例第1号

平成21年3月13日条例第3号

平成23年3月14日条例第4号

(設置)

第1条 瑞穂町の長期総合計画の策定に関する調査及び審議を行うため、瑞穂町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、長期総合計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(平成21条例3・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町行政委員会の委員 2人以内

(2) 公共的団体等の役員 9人以内

(3) 識見を有する者 4人以内

(4) 公募による住民 3人以内

(平成11条例18・平成21条例3・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって終了する。

2 町長は、委員が欠けたときは、後任の委員を委嘱することができる。

(平成21条例3・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平成21条例3・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、公開するものとする。

(平成21条例3・一部改正)

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平成21条例3・追加)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(平成18条例1・平成20条例1・一部改正、平成21条例3・旧第7条繰下、平成23条例4・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(平成21条例3・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集し、会長が互選されるまで会議の議長となる。

附 則 (平成11年6月10日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 15 日条例第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 14 日条例第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 13 日条例第 3 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成 21 年規則第 16 号で平成 21 年 8 月 19 日から施行）

（準備行為）

- 2 改正後の第 3 条第 2 項の規定により行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 23 年 3 月 14 日条例第 4 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。